

# 大阪商業大学学術情報リポジトリ

## 本両替仲間の動静一翻刻三題一

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2017-04-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小田, 忠, ODA, Tadashi メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/462">https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/462</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# 本両替仲間の動静

— 翻刻三題 —

小田 忠

本両替仲間の動静

大阪の地誌で商工業の案内書といえは「懷中難波す、め 全」延宝七年（一六七九）がある。この古い版本には、「両替やとして、高麗橋今橋筋過書町平の町筋」と「御用聞町人の両替として天王寺や作兵へ、同五兵へ、誉田屋弥右衛門、新屋李左衛門、鴻池や喜右衛門、和泉屋平兵へ、新屋九郎右衛門、鎰屋六兵へ、助松屋理兵へ、坂本屋庄三郎」などの十人両替の顔触れの記述があるだけで、本両替仲間および両替仲間の人数は書かれていない。勿論、「懷中難波す、め 全」中に〈十人両替〉という言葉はないが、御用聞町人として幕府より公用の仕事承ったのが寛文二年だから、当然のことながら撰ばれた十人は、十人両替の構成員と見てはどうだろうか。

「国花萬葉記卷第六之二」元禄十年（一六九七）ここでも〈十人両替〉の言葉はない。〈三郷御公用町人衆〉として左記の八名の名前が掲載されている。彼らは、やはり、幕府からの公用の仕事をしていると、理解してよいだろう。

両替てんのう寺や五兵衛 同 高麗橋一丁目長はまや市兵衛改  
同 同丁鴻池や善右衛門 同 尼崎や市太郎改

同 高麗橋一丁目新屋九右衛門 同 北浜一丁目三谷八右衛門改  
同 新うつほ町すけ松や理兵衛 同 あつち町ふかえや惣兵へ  
享保十四年版「大坂袖鑑」には〈両替拾人組〉の下に二十三名の名前が上っている。享保十四年版「国花萬葉記卷第六之二」と比較すると、天王寺屋五兵衛・鴻池屋善右衛門・新屋九右衛門・助松屋理兵衛・三谷八右衛門等五名が三十年隔たっても公用の業務をしていたことになる。

初めて本両替仲間の文字が出現するのは、「国花萬葉記卷第六之二」である。同書に両替屋として「中間百五十五軒之内本中間二十八軒」があり、本仲間の二十八名の住所と名前を掲げている。「中間百五十五軒…」の意味は、両替仲間全体を指している。ここでのいう両替仲間とは、単なる両替屋ではなく、小判売買をしている仲間を指している。本中間二十八軒は、家格・資産・人柄・信用など両替仲間の中でも特に秀でている人達で構成している仲間だといってよい。

「国花萬葉記卷第六之二」兩替屋 中間百五十五軒之内本仲間二十八軒  
 今橋一丁目 天王寺や五兵衛 同町 平野や五兵衛  
 同町 平野や甚左衛門 同町 同 又右衛門  
 今橋一丁目 大和や六右衛門 同二丁目 鴻池屋善右衛門  
 同二丁目 こんたや六兵衛 同町 嶋屋八郎右衛門  
 同町 天王寺屋六右衛門 同町 平野や利兵衛  
 同町 天王寺や久左衛門 尼崎町一丁目 新や九右衛門  
 尼崎町一丁目 平のや新左衛門 梶木町 伊丹や太郎右衛門  
 北浜二丁目 桑名や源兵衛 同町 塩や徳藏  
 同町 天王寺や吉兵衛 同一丁目 三谷八右衛門  
 嶋や町一丁目 大坂や九兵衛 平の町二丁目 川崎や作左衛門  
 平の町一丁目 加賀や弥右衛門 同町 河内や市左衛門  
 同二丁目 いつみや新右衛門 高麗橋二丁目 長浜や市兵衛  
 高麗橋二丁目 尾崎や市太郎 同町 かきや与三兵衛  
 同三丁目 油や彦三郎 うつほ町 助松や理兵衛  
 右之外小錢屋三郷二凡三百軒余有之  
 灰吹兩替屋 四名

本兩替仲間の成立時期は不明である。しかし、およその見当はつ  
 く、慶長年間の大阪の兩替の状況は『大阪市史』が説くところで  
 ある。「このころの兩替商は京都・大阪等に古くからみられた兩替  
 師ないしは金屋等と同じもので」と『図録日本の貨幣2』は述べて  
 いる。

また、『大阪市史』は、当時の様子を次のように伝えている。

兩替商沿革史には、大阪兩替商の沿革を叙するに附ては、先

ずいで我が大阪兩替屋の鼻祖たる天王寺屋五兵衛の来歴を記  
 せざる可からず。抑も五兵衛は夙に理財の思想に富み、徳川  
 治世の慶長年間に際し、一朝衆に率先して金銭の売買を創始  
 したりしが、(中略)然れども其当時は、大阪府下に兩替商な  
 るものは、独り五兵衛あるのみなりしが、(後略)

右の文面の意味は、中世以降の兩替まがいの商売を指している。  
 当時、兩替商としての格を保有しているのは天王寺屋五兵衛だけ  
 であった。十人兩替については、東町奉行石丸石見守定次が設定  
 したと言われている。再び『大阪市史』から引用する。

東町奉行石丸石見守定次其人なりとす。定次銳意心を市政に  
 用ひ、先づ大阪の諸商業には嚴乎たる一の盛規を立て、以て  
 仲間の信用を拡充し、風土を闡んぜざる旅商人の為には、問  
 屋を設けて危険の虞に備へ、同時に又金融は兩替商の中より  
 最も資産あり徳望ある者十人を選択して、十人兩替なる名称  
 を附し、(後略)

同じ『大阪市史』の「初発言上候帳面写」では、十人兩替の説  
 明は左記のとおりである。

初発言上候帳面写  
 一拾人兩替屋

此訳、寛文二寅年始而小判御買上之節三人被仰付、其後三人  
 加、六人二相成候、寛文十戌年以後段々御買上金被仰付、仲  
 間拾人ニ被仰付候、其後増減有之、当時七人ニ而相勤罷在候、  
 寛文二年(一六六二)に初めて三人が仰せつかり、その後三人

増加し、寛文十年（一六七〇）以後に仲間十人に仰せ付けられた。寛文二年が十人両替の始まりである。それ以前は、天王寺屋五兵衛が率先して両替の業を始め出し、続いて小橋や浄徳、鑑や六兵衛の兩人が加わり三人仲間を結んだ。小判買上げの幕命に接し御用両替を勤めることになる。両替の営業を見て、金融上に及ぶ効果に驚き、商権の伸張がこの活動にあることを知り、石丸石見守が十人両替を取り立てた考えがここにあった。健全なる発展のため、本両替の元締めに当たつた理由も先の考えを受けてのことだった。

本両替は十人両替の支配をうけて、両替業務を営んでいる。預銀・貸付・手形の融通が替取組み金銀銭の売買に従っている。それ故本両替の名称が与えられている。本両替も大両替中両替小両替と細分化され、両替相互間は密接な関係を結んでいる。大両替は十人両替に伍して銀掛屋も勤めていた。

『大阪市史』の言を含み、「初発言上候帳面写」の史料を考え併せると、十人両替の成立時期と同じ頃に両替屋仲間が存在し、本両替仲間の存在を示唆しうる状況である。

「両替商旧記」から引用する。

一〇本両替仲間定書判形写

差上申手形之事

小判両替

一小判両替ニ付宿を相極、売主買主双方より鋪銀を宿主え預け置、現金現銀ハ無之、小判之値段を相極、売主買主ニ罷成、何百両との判書計取置、日切を定、其日限之時分相場高下次第、敷銀を以利合之致差引請取、其上双方より宿主

え口銭を出し、人集仕候由被聞召、様子御尋被成候御事

一小判相庭承合候ために、両替屋之手代とも、高麗橋筋両替屋所え毎朝寄合申候得共、鋪銀・口銭杯出し、宿を相極、小判両替仕候義、唯今迄無御座よし申上候得ハ、急度可被遂御僉義候得共、差当り障成義茂無御座候二付、私共申分被成御立、此度之御穿鑿御用捨被遊候旨、辱奉存候御事

一向後於町中宿を相定、鋪銀・口銭を出し、手形売買同前之両替仕候者御座候ハ、仲間にて致吟味、急度可申上候、若隠し置、脇より被聞召候者、本人・宿主ハ不及申上、手代之者仕候共、其主人同罪可被仰付旨、奉得共意候、為後証両替仕候者、連判仕差上申候御事

寛文二寅年七月

「両替商旧記」には、興味深い記事がある。

小判両替では、「向後於町中宿を相定、鋪銀・口銭を出し、手形売買同前之両替仕候者」、この意味は、小判の売買を指している。現金現銀による小判の売買ではなく、あらかじめ定めた売買宿の宿主に敷銀を供託し、期限を定めて小判の値段をたて、売買証書をつくり、約定の日限にいたつて時の相場と比較し、その差金を敷金から支払つて決済する不正取引のことである。

このような不正を働く者の存在がこの時代以降も続き、寛文八戊申年八月十一日の当座貸借には、家来が勝手に手形なく当座の貸借の問題に触れ、「家来之者若取逃欠落」があるので、弁済のため、お互いに判形をすることになった。

覚

当座貸借

一金銀取遣之事、前々手形なく、家来共を以当座貸し借りいたし申候、以後も前々之通互ニ手形なく貸し借いたし可申候、然る上ハ、家来之者若取逃欠落仕候共、其主人より無相違急度金銀相弁可申候、為其互ニ判形いたし候、自然家来之者隙出し候節ハ、其主人より何れもへ断可申候、其後ハ何ニ而茂御渡し被成間敷候、為後日依而如件

寛文八戊申年八月十一日

左記の史料中、寛文八戊申年八月十三日には、小判売買について現金現銀で決済し、代銀の受取には一日も延引してはいけない、とある。この文章から汲み取れることは、過去に類似の事件が発生し、憂慮し、自戒の念を込めた文章になっている。

小判売買

一 小判売買之義、前々之通、自今以後も現金現銀ニ致、売買当座々々小判相渡、代銀請取可申候、互ニ一日も延し申間敷候事

寛文八戊申年八月十三日

元禄九丙子年八月十二日には、両替屋の手代が小判売買で不実商いがあると、聞いている。今後は曲事等がないようにするために触れをだした。

覚

両替屋・同手代取締

一 両替屋共同手代共、小判売買ニ付、不実之商売いたし候由

相聞不届ニ候、向後左様之者於有之は、急度曲事可申付候、

此旨三郷町中え相触候、以上

元禄九丙子年八月十二日

寛文八年元禄九年の不正は、何もこの年に起こったのではない。それ以前から存在していたと推測できる。

現に寛文二年の小判両替や手形売買についての不正に関与していたら本人・宿主・手代達も含め、その主人も同罪になる。後々の証明のために両替関係者の連判を差し上げることになった。

右の事情から寛文二年当時の小判売買については、両替屋の手代達が不正を働いていることが窺える。本両替屋がなくても両替仲間があれば小判売買は可能であったが、不正が一般化すると、信用の失墜につながり商売向きに影響が出て、そのことが気になり、必死になって取り締まりに当たった。

翻刻一〔仲間一件控〕

(表紙)

文化七庚午歳正月
仲間一件控
田中

一 仲間中金銀取遣前々申定之通堅可相守事

一 毎朝小判銭売買前々之通現金現銀を以其日限りニ取渡可仕候

并不実ヶ間鋪売買一切仕間鋪事

但毎月寄合之節仲間之風説聞伝候筋無遠慮申出可及評義候尤  
申合不行義無之様可仕事

一組中より書付を以申出候筋其月之行司聞届即座不埒鳴義者請  
込置及評義翌月ニ而茂吟味之上埒明遣シ可申候諸事猥ニ無之  
様ニ入念可申事

一相場役之代り書付持参候者面体見届吟味之上於無相違者印形  
取可申事

一毎月六日行司中無懈怠可罷出候不叶用事有之候ハ、其判断可  
申候不参者为不参料鳥目五百文可指出事

但月行司両人者自朝飯後可罷出候於遅参者鳥目百銅可指出事  
右之通申合相守可申者也

元文四己未年八月本両替仲間  
一例年之通正月十一日戎講<sup>(隠)</sup>半方ニて相催候事

但前日仲間定書担シ書付共林兵衛へ相渡置可申事尤刻限ハ  
ツ頃参り其節為茶料白銀五両持参之事

一右相濟両三日過候ハ、戎講入用帳面相記置申候通相認メ林兵  
衛へ相渡申候事

尤行司中へハ片折一枚認メル惣仲間中へハ半紙三ツ切但シ一枚ツ、  
本両替仲間

今橋壺丁目 天王寺屋五兵衛  
同 平野屋五兵衛

今橋式丁目 鴻池屋善右衛門  
同壺丁目 平野屋又右工門

高麗橋三丁目

油屋彦三郎

瓦町式丁目

川崎屋三右工門

四軒町

平野屋仁兵衛

平野町式丁目

絆屋善左工門

豊後町

泉屋理兵衛

瓦町壺丁目

鉄屋庄左工門

海部町

中屋八兵衛

内平野町式丁目

米屋平右衛門

嶋町式丁目

大黒屋源兵衛

近江町

長浜屋喜三郎 代判徳兵衛

北久太郎町三丁目

近江屋富太郎

〔<sup>(隠)</sup>十五人〕

覚

一毎日小判銭売買之義従前々仲間申定之通弥現金現銀を以其日  
限請取渡可仕候不実ヶ間鋪売買一切仕間鋪候尤毎日致売買候

小判銭於相庭所双方帳面ニ付可申事  
一相場役手代紛敷者差出し申間鋪事右之通致承知手代共江も為

申間候自然組合中不心得之仁有之候ハ、早速月行司江相断可  
申候為其判形仍而如件

何組月行司 何屋誰  
年号月日

本両替仲間 行司御衆中

覚

一店出シ  
 一組替  
 一印形改  
 一病死  
 右之通私組合中吟味仕候處今日迄相替義無御座候此段御断申上  
 候以上

何組月行司

年号月日  
 本兩替仲間行司御衆中  
 右之連判并断書共毎月六日指出し可申事  
 尤月番相改受取置申候事

- 北浜組
- 北浜式丁目
- 今橋式丁目
- 北浜式丁目
- ① 〔大川町〕  
(貼紙抹消)
- ② 〔三三人〕  
(貼紙抹消)
- 高池屋三郎兵衛
- 平野屋孫兵衛
- 米屋作兵衛
- 加島屋新七

- 梶木町組
- 玉水町
- 堂嶋新地四丁目  
(船町)
- 舟町
- 尼崎町式丁目
- 同
- 加嶋屋安兵衛
- 助松屋三郎太郎
- 加嶋屋作五郎 代判又兵衛
- 米屋伊太郎
- 千草屋熊蔵

- 大川町
- 梶木町
- 尼崎町壹丁目
- 梶木町
- 堂嶋新地北町  
(貼紙)
- 〔十人〕
- 千草屋新三郎
- 天王寺屋伊右衛門
- 加嶋屋作次郎
- 天王寺屋清八
- 大坂(破れ)次郎

- 布屋町組
- 尼崎町壹丁目
- 齋藤町
- 齋藤町
- 布屋町
- 尼崎町壹丁目
- 四軒町  
(貼紙抹消)
- ① 〔七郎右工門町壹丁目〕  
(貼紙抹消)
- ② 〔六人〕  
(貼紙抹消)
- 鴻池屋伊兵衛
- 絹屋卯兵衛
- 嶋屋利右衛門
- 伊勢屋藤四郎
- 鴻池屋市兵衛
- 鴻池屋新兵衛
- 綿屋市郎兵衛

- 今橋組
- 今橋式丁目
- 同
- 尼崎町壹丁目
- 高麗橋式丁目
- 今橋式丁目
- 浄覚町
- 過書町
- 鴻池屋庄兵衛
- 鴻池屋徳兵衛
- 河内屋勤四郎
- 天王寺屋九兵衛
- 鴻池屋伊助
- 増本屋安兵衛
- 河内屋嘉右衛門

〔<sup>(貼紙)</sup>七人〕

上人町組

上人町

同

過書町

七郎右工門町<sup>(七郎右衛門町壺丁目)</sup>壺丁目

〔<sup>(貼紙抹消)</sup>四人〕

〔高麗橋三丁目<sup>(貼紙抹消)</sup>〕

道修町組

平野町式丁目

高麗橋三丁目

淡路町壺丁目

〔<sup>(貼紙抹消)</sup>尼崎町壺丁目〕

善左<sup>(善左衛門町)</sup>工門町

備後町壺丁目

〔<sup>(貼紙)</sup>五人〕

東淡路町組

淡路町式丁目

〔<sup>(貼紙抹消)</sup>同〕

備後町式丁目

油屋次兵衛

油屋善兵衛

天王寺屋忠兵衛

天王寺屋弥七

油屋卯一郎

近江屋弥助

三井元之助 代判助七郎

海部屋新兵衛

海部屋藤兵衛

炭屋万兵衛

泉屋岩七

炭屋武兵衛

鉄屋惣八

錢屋権兵衛

瓦町壺丁目

同

平野町壺丁目

内平野町

安土町壺丁目

同式丁目

平野町壺丁目

備後町壺丁目

安土町式丁目

〔<sup>(貼紙)</sup>十一人〕

炭屋善五郎

炭屋五郎右工門

炭屋彦五郎

炭屋五郎兵衛

錢屋忠兵衛

錢屋清右衛門

錢屋儀兵衛

錢屋権右工門

錢屋茂兵衛

西淡路町組

津村中之町

備後町五丁目

津村南之町

〔<sup>(貼紙抹消)</sup>長堀心齋町〕

淡路町切<sup>(淡路町切町)</sup>丁

天満樋上町<sup>(樋之上町)</sup>

〔<sup>(貼紙)</sup>五人〕

河内屋太三郎 代判仁兵衛

加賀屋六郎兵衛

伊勢屋利兵衛

亀屋伊兵衛

加賀屋宇兵衛

今宮屋忠三 代判藤助

本町組

本町式丁目

南渡辺町

内本町式丁目

平野屋新兵衛

堺屋善兵衛

羽山屋彦兵衛



安土町式丁目

上難波町

本町三丁目

備後町四丁目

南久太郎町式丁目

〔貼紙〕  
八人

久太郎町組

北久太郎町式丁目

〔南本町巷丁目上半〕  
南本町上半巷丁目

北久太郎町三丁目

同四丁目

同式丁目

五幸町

北久宝寺町式丁目

〔南塗師屋町〕  
南塗屋町

〔北久太郎町式丁目〕  
久太郎町式丁目

〔貼紙〕  
九人

炭屋なお 代判 嘉兵衛

堺屋源兵衛

炭屋忠助

平野屋長兵衛

枳屋伝兵衛 代判彦兵衛

都倉屋与兵衛

銭屋卯兵衛

近江屋与七

松屋伊兵衛

近江屋宇一兵衛〔八  
〔貼紙抹消〕

堺屋重兵衛

油屋彦兵衛

国分屋弥兵衛

日和佐屋三之助

天満組

天満九丁目

同

西樽屋町

〔小嶋町〕  
天満小嶋町

綿屋太兵衛

綿屋伊兵衛

丸屋市兵衛

河内屋九兵衛

〔撰津四町〕  
同津国町

〔貼紙〕  
五人

中之嶋組

湊橋町

常安町

〔マ〕  
南安屋町巷丁目

土佐堀巷丁目

〔貼紙〕  
四人

靱組

新天満町

〔貼紙抹消〕  
津村西ノ町

〔貼紙抹消〕  
新天満町

〔貼紙抹消〕  
伊達町

御池通五丁目

〔立売堀北側四丁目〕  
立売堀四丁目

〔貼紙〕  
五人

京町堀組

雜喉場町

〔磯堀〕  
江〇子嶋西町

〔貼紙抹消〕  
代判彦兵衛

綿屋宗兵衛

尾張屋利兵衛

長濱屋三郎助 代判勘七

河内屋利兵衛

長濱屋四郎兵衛

大津屋伊兵衛

河内屋喜右工門

大津屋武兵衛

河内屋半次郎

高岡屋勘右工門

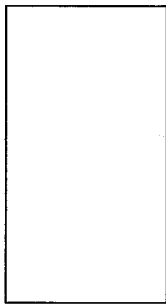
近江屋権兵衛

大庭屋市兵衛

大庭屋甚六

江戸堀五丁目	湊屋 <small>(貼紙抹消)</small> 「太」大助
江ノ子嶋西町	大庭屋利兵衛
西信町	布屋 <small>(貼紙抹消)</small> 「こ」と」連藏 代判半兵衛
両国町	薩摩屋惣兵衛
薩摩堀中筋町	湊屋理助
出口町	中屋安兵衛
<small>(貼紙)</small> 「八人」	
嶋之内組	
塩町式丁目	銭屋弥助
石灰町	銭屋佐兵衛 代判勘兵衛
安土町三丁目 <small>(南脱)</small>	銭屋次兵衛
瓦屋町老丁目 <small>(丁目脱)</small>	銭屋清吉 代判林兵衛
南瓦屋町	銭屋勘兵衛
菊屋町	銭屋市兵衛
鋳屋町	平野屋八郎兵衛
長堀十丁目	銭屋新兵衛
油町老丁目 <small>(貼紙)</small>	銭屋林兵衛
<small>(貼紙)</small> 「九人」	
上町組	
舟越町	長濱屋平吉 代判武兵衛
谷町老丁目	平野屋市郎兵衛

弥兵衛町	枘屋籐兵衛
錫屋町	吉野屋五兵衛
京橋五丁目	長濱屋徳兵衛
<small>(貼紙抹消)</small> 「天満十一丁目」	幸名屋文三 <small>(桑名屋文三)</small> 代判松兵衛
谷町式丁目	大黒屋喜兵衛
内平野町式丁目	米屋長 <small>(貼紙抹消)</small> 「兵衛」吉 代判喜兵衛
同	米屋吉右工門
平野町式丁目	米屋喜兵衛
瓦町式丁目 <small>(丁目脱)</small>	米屋太兵衛
南新町 <small>(貼紙)</small>	鉄屋安兵衛
<small>(貼紙)</small> 「十一人」	
<small>(付紙)</small>	
「午十二月未六月改 未正月改 合百式拾式人」	
<small>(付紙)</small>	
①「申二月六日合百式拾六人」	
<small>(付紙)</small>	
②「申五月六日合百式拾五人」	
<small>(裏表紙)</small>	



「仲間一件控」は、元文四己未年八月の本両替仲間の申し合わせ事項を書き留め、手元に置き手控えとして利用していた。内容は、「両替仲間組々人数控」天保二辛卯年四月改と同じで、十六組に分け百十人と行司十五人併せて百二十五人の構成員だが、文化七年と天保二年では、約二十年の差が生じているから本両替仲間の員数に異動があつても不思議ではない。

翻刻二〔封印判鑑帳〕

(表紙)

辛嘉永四年  
封印判鑑帳  
亥三月吉日

覚

- 一 此判鑑帳今度両替中立合判形取揃帳数万事惣中之根帳ニ附置候条此帳他家江かし申儀者不及申此判形之衆中ニ而も互ニか  
しかり仕間敷候入用ニ無之節又者手前差支出来候者無紛失惣  
中江返進可申候事
- 一 面々名印等替申候者早速相断判形改可申候事
- 一 面々金銀請取渡之儀互ニ懸目を見候而取渡可仕候惣而封包ニ  
軽目為之候者互に致吟味包主之判形除可申候事
- 一 面々荷包素人衆へ相渡候者極印打懸目念ヲ入包出し可申候其

包銀判形之衆中へ相渡り候者勝手次第包主之方ニ而封ヲ切懸目ヲ見候而取可申候万一不埒成封包請取候者受取方之不念ニ候間取方之可為損失事

一 素人衆へ封包相渡候節其包素人衆ニ改被申候者包主之方ニ而  
被相改候様に無失念可申渡事

宝永元年申年八月

右者宝永元年相極申定書也此度仲間再興ニ付新帳相改申候前  
書之通弥違背仕間鋪候以上

嘉永四辛亥年三月

持主 鋳屋勘兵衛

- 封印 (今橋老丁目) 天王寺屋五兵衛
- 封印 (今橋老丁目) 大眉五兵衛
- 封印 (今橋老丁目) 大眉五兵衛
- 封印 (今橋老丁目) 平野屋五兵衛
- 封印 (今橋老丁目) 高木五兵衛
- 封印 (今橋老丁目) 山中善右衛門
- 印鑑 今橋式丁目 米屋平右衛門 代判喜兵衛
- 封印 (今橋老丁目) 内平野町式丁目 殿村平右衛門 代判石崎喜兵衛
- 封印 (今橋老丁目) 内平野町式丁目 近江屋檜之助 代判卯八
- 封印 (北久太郎町三丁目) 北久太郎町三丁目 森本檜之助 代判卯八
- 封印 (北久太郎町三丁目) 北久太郎町三丁目 森本檜之助 代判与七
- 封印 今橋式丁目 鴻池屋庄兵衛

①「封印(付紙) 今橋式丁目 中原庄兵衛  
 封印(船町) 加島屋作五郎  
 ①「封印(付紙) 舟町 長田作五郎  
 封印 安土町式丁目 炭屋安兵衛  
 ①「封印(付紙) 安土町式丁目 白山安兵衛  
 封印 平野町卷丁目 炭屋彦五郎  
 ①「封印(付紙) 平野町卷丁目 白山彦五郎  
 印鑑 内平野町式丁目 米屋長吉郎 代判喜右衛門  
 ①「印鑑(付紙) 内平野町式丁目 今堀長吉郎 代判米屋喜右衛門  
 「印鑑(貼紙)  
 慶応四戊辰年七月五日  
 「十人兩替  
 大眉五兵衛・高木五兵衛・山中善右衛門・殿村平右衛門  
 中原庄兵衛・長田作五郎・今堀長吉郎  
 行司  
 森本楯之助・白山安兵衛・白山彦五郎  
 新天満町 今津屋徳兵衛  
(立売堀南側西之丁)  
 立売堀西之町 和泉屋三郎兵衛  
 京橋四丁目 和泉屋保次郎  
 磯野良吉  
(中津町)  
 嶋之内中津町 和泉屋磯七  
 南久宝寺町卷丁目 和泉屋□右衛門  
 上人町 井筒屋弥三吉 代判豊助

印鑑 長堀富田屋町(富田屋町) 石見屋作兵衛  
 封印 南堀江四丁目 播磨屋忠兵衛  
 封印 南浜町 灰屋平右衛門  
 封印 大川町 袴屋嘉助  
 ①「封印(付紙) 大川町 袴屋嘉助 代判喜七  
 ②「封印(付紙) 尼崎町卷丁目 袴屋嘉助 代判喜七  
 印鑑 龜井町 坂東屋猪三郎 代判登助  
 印鑑 谷町三丁目 灰吹屋藤三  
 印鑑 北堀江宮川町(宮川町) 播磨屋万兵衛  
 印鑑 備後町式丁目(九之助町式丁目) 西村屋利助  
 印鑑 九之助式丁目 本国屋鹿三郎  
 封印 鍛冶屋町式丁目 虎屋弥兵衛  
 印鑑 幸町四丁目 土佐屋半助  
 印鑑 京橋六丁目 布屋六郎兵衛  
 印鑑 唐物町三丁目 布屋吉郎兵衛  
 印鑑 農人橋慶光院屋敷 大阪屋弥太郎  
 封印 塩町三丁目 小橋屋彦九郎 代判栄七  
 印鑑 江戸堀五丁目 大庭屋清兵衛  
 印鑑 今橋式丁目 大坂屋一太郎 代判清三郎  
 御米会所附兩替 大眉五兵衛  
 堂嶋中卷丁目 三井元之助 名代九藏・覚次郎  
(撰津国町)  
 天満撰津国町 綿屋宗兵衛  
(撰津国町)  
 天満撰津国町 綿屋宗兵衛 代判喜十郎  
(老松町)  
 天満老松町 綿屋庄兵衛  
 ①「封印 封印

印鑑	上難波町	綿屋義三郎	印鑑	曾根崎新地三丁目	田中屋庄兵衛
①「印鑑」 <small>(付紙)</small>	上難波丁	綿屋義三郎	印鑑	曾根崎新地三丁目	田中屋庄兵衛
②「印鑑」 <small>(付紙)</small>	上難波町	綿屋儀三郎	封印	備後町五丁目	塚口屋喜三郎 代判万助
印鑑	西天満老松町宮筋南人綿屋庄治郎	綿屋庄次郎	印鑑	橘通二丁目 <small>(道頭堀九左衛門町)</small>	津国屋五郎兵衛
①「印鑑」 <small>(付紙)</small>	堂嶋船大工町	綿屋庄次郎	封印	九左衛門町 <small>(道頭堀九左衛門町)</small>	中崎屋庄兵衛
印鑑	尼崎町壹丁目	鴻池屋重太郎	①「印鑑」 <small>(付紙)</small>	九左衛門町	中崎屋庄兵衛
印鑑	北堀江四丁目	加賀屋林兵衛	封印	油懸町	長崎屋善兵衛
印鑑	尼崎町壹丁目	加島屋作次郎	印鑑	北久太郎町式丁目	中本屋徳治郎
①「印鑑」 <small>(付紙)</small>	尼崎町壹丁目	加島屋作 代判喜兵衛	封印	初瀬町	梅屋宗助
封印	今橋式丁目	鴻池屋伊助 代判貞七	①「印鑑」 <small>(付紙)</small>	安堂寺町三丁目	梅屋宗助
封印	内平野町	河内屋又右衛門	印鑑	塩町式丁目	百足屋祐七
封印	和泉町	鴻池屋彦三郎	封印	瓦町壹丁目	鉄屋庄左衛門
封印	大川町	鴻池屋與三信	封印	農人橋式丁目	山本屋伊右衛門
封印	道修町三丁目	紙屋忠助	封印	長町七丁目	山家屋勘兵衛
印鑑	北浜町 <small>(丁目地)</small>	加賀屋常七	封印	堂嶋弥左衛門町	大和屋忠蔵 代判新助
印鑑	車町	鏑屋せい 代判常七	印鑑	菊屋町	大和屋作次郎
①「印鑑」 <small>(付紙)</small>	車町	鏑屋勘之助 代判定次郎	封印	南問屋町	山家屋勘三郎
印鑑	天満拾壹丁目	河内屋小兵衛	印鑑	南瓦屋町三丁目	大和屋伊兵衛
印鑑	京橋六丁目	加賀屋八郎兵衛 代判久右衛門	印鑑	本京橋町	大和屋喜兵衛 代判作次郎
印鑑	南鍋屋町	吉野屋久右衛門 代判万兵衛	印鑑	南瓦屋町三丁目	大和屋休兵衛
封印	鞍堂寺町五丁目 <small>(安堂寺町五丁目)</small>	大文字屋弥兵衛	印鑑	玉水町	山積屋長平 代判忠兵衛
封印	南久宝寺町五丁目	谷屋清兵衛	印鑑	玉澤町太齊橋 <small>(玉澤町)</small>	丸屋市太郎 代判備前屋権兵衛
①「封印」 <small>(付紙)</small>	南久宝寺町五丁目	谷屋清次郎 代判六右衛門	封印	常安町	松屋惣八
封印	金田町	民野屋熊次郎	封印	呉服町	節屋庄左衛門

印鑑 (道頓堀立慶町) 立慶町  
 ①「印鑑」 (道頓堀立慶町) 立慶町  
 印鑑 安堂寺町四丁目  
 封印 京橋四丁目  
 封印 瓦町式丁目  
 ①「封印」 (付紙) 瓦町式丁目  
 封印 淡路町巷丁目  
 ①「封印」 (付紙) 淡路町巷丁目  
 封印 堂嶋中式丁目  
 封印 近江町  
 封印 高麗橋西詰北角  
 印鑑 高麗橋巷丁目  
 封印 油懸町  
 印鑑 天満西樽屋町  
 印鑑 梶木町  
 印鑑 天満鳴尾丁  
 封印 海部堀川町  
 印鑑 天満拾壹町目  
 封印 南堀江四丁目  
 封印 北久太郎町式丁目  
 封印 幸名町  
 封印 長堀宇和嶋町  
 印鑑 南瓦屋町五丁目  
 封印 さこば町

分銅屋定八  
 分銅屋又市  
 受人福田屋佐助  
 米屋三十郎  
 米屋分兵衛  
 米屋分兵衛  
 米屋常七  
 米屋常七 代判善助  
 米屋常七 代判善助  
 米屋與三郎  
 米屋喜八 代判甚七  
 蛭子屋信兵衛  
 越後屋十太郎 代判十右衛門  
 天満屋善九郎  
 天満屋半三郎  
 天王寺屋伊十郎  
 天満屋萬兵衛  
 天満屋勝右衛門  
 天満屋半兵衛  
 天王寺屋与三吉 代判加嶋屋豊七  
 近江屋卯八  
 淡路屋権四郎  
 尼崎屋喜兵衛  
 荒物屋庄兵衛  
 浅田屋尚七

封印 中橋通三ツ寺筋  
 南塗師屋町  
 油屋源七  
 油屋善之助 代判善兵衛  
 油屋万助  
 油屋治兵衛  
 堺屋治兵衛  
 堺屋治兵衛  
 木地屋伊右衛門  
 紀伊国屋正三郎  
 米屋後平 代判林兵衛  
 湊屋善兵衛  
 柴屋孫四郎  
 塩飽屋清右衛門  
 鳴屋太助  
 塩屋武兵衛  
 廣島屋與助  
 廣島屋與助  
 平野屋安兵衛  
 備前屋佐兵衛  
 平野屋安兵衛  
 木綿屋安兵衛  
 木綿屋和兵衛  
 木綿屋挟七  
 錢屋忠三郎 代判和助  
 錢屋清次郎 代判幸七  
 錢屋宗兵衛

①「印鑑」 (付紙) 金田町  
 印鑑 金田町  
 印鑑 平野町三丁目  
 印鑑 高麗橋三丁目  
 印鑑 南塗師屋町  
 封印 寺嶋町  
 封印 南本町式丁目  
 封印 呉服町  
 封印 長堀橋本町  
 封印 さこば町  
 常安町  
 印鑑 高麗橋式丁目  
 印鑑 内平野町式丁目  
 印鑑 九條本田町  
 印鑑 九條本田町  
 封印 さこば石津町  
 封印 久左衛門町  
 常安町  
 伏見町  
 印鑑 日本橋五丁目  
 封印 西高津町  
 封印 安治川町南巷丁目  
 印鑑 安土町巷丁目  
 封印 安土町式丁目  
 封印 本町巷丁目

封印	塩町式丁目	錢屋小四郎	
封印	備後町四丁目	錢屋佐一郎	代判丈助
封印	本町五丁目	錢屋幸次郎	代判幸兵衛
封印	平野町三丁目	炭屋万兵衛	
印鑑	北堀江三丁目	炭屋弥吉郎	
封印	江戸堀三丁目	錫屋與助	
印鑑	大宝寺町	炭屋真助	
封印	淡路町老丁目	炭屋與三郎	
印鑑	北堀江式丁目	炭屋伊三郎	代判伊之助
印鑑	備後町五丁目	炭屋重兵衛	

(裏表紙)

本両替仲間

「封印判鑑帳」嘉永四辛亥年三月の覚には、この判鑑帳は、根帳とも言うべき大切な帳面であるから、他家への貸し出しを禁止している。本両替仲間の間での貸借も禁止し、差し支えができた場合は、紛失することなく惣中へ返す事、となつてゐる。「封印判鑑帳」の名が示す通り、金銀の封包に係属した印鑑帳である。覚にも封包に係属する注意事項が述べられている。封包も本両替仲間の仕事である。

翻刻三〔両替仲間組々人数控〕

(表紙)

天保二辛卯年四月改  
両替仲間組々人数控

行司		
今橋老丁目	天王寺屋五兵衛	
今橋老丁目	平野屋五兵衛	
今橋式丁目	鴻池屋善右衛門	
高麗橋式丁目	油屋彦三郎	
瓦町二丁目	川崎屋三右衛門	
四軒町	平野屋仁兵衛	幼少二付代判権兵衛
徳井町	泉屋理十郎	
瓦町老丁目	鉄屋庄左衛門	
内平野町式丁目	米屋平右衛門	
鳴町式丁目	大黒屋源兵衛	
北久太郎町三丁目	近江屋半左衛門	
今橋式丁目	鴻池屋庄兵衛	
塩町式丁目	錢屋弥助	病身二付代判吉兵衛
船町	加嶋屋作五郎	代判新七
豊後町	泉屋甚次郎	

北浜組

今橋式丁目 平野屋孫兵衛  
 大川町 鴻池屋與三吉  
 北浜壺丁目 富田屋惣兵衛  
 船町 紙屋與右衛門  
 大川町 潤屋庄助

今橋組

今橋式丁目 鴻池屋篤兵衛  
 尼ヶ崎町壺丁目(尼崎町壺丁目) 河内屋勘四郎  
 今橋式丁目 鴻池屋伊助  
 北浜壺丁目 平野屋平九郎

梶木町組

玉水町 加嶋屋安兵衛 幼少二付代判勝兵衛  
 尼崎町式丁目 米屋伊太郎 幼少二付代判又兵衛  
 尼崎町壺丁目 加嶋屋作之助 幼少二付代判孫市  
 玉水町 加嶋屋吉右衛門

上人町組

上人町組 油屋善兵衛  
 七郎右衛門町壺丁目 天王寺屋弥七  
 吳服町 節屋庄右衛門  
 大豆葉町 堺屋次郎兵衛  
 梶木町 天王寺屋儀助  
 大川町 竹川彦太郎 代判重右衛門

布屋町組

齋藤町 嶋屋利右衛門  
 布屋町 伊勢屋藤四郎  
 尼崎町壺丁目 鴻池屋重太郎 幼少二付代判井上屋孫兵衛  
 江戸堀壺丁目 竹原屋市五郎  
 江戸堀三丁目 藤屋新之助

道修町組

道修町組 近江屋弥助  
 平野町二丁目 三井元之助 代判定次郎  
 高麗橋三丁目 海部屋新兵衛  
 淡路町壺丁目 炭屋万兵衛  
 平野町三丁目 越後屋善太郎

同四丁目

同三丁目

同五丁目

同壺丁目

江戸堀式丁目

同四丁目 山家屋長兵衛  
 同三丁目 萬屋利兵衛 代判市郎兵衛  
 同五丁目 近江屋彦兵衛  
 同壺丁目 竹原屋與兵衛  
 江戸堀式丁目 大塚屋三郎兵衛

代判市郎兵衛

百貫町

高麗橋壺丁目

本天満町

道修町壺丁目

百貫町 近江屋武三郎 代判阿波屋儀助  
 高麗橋壺丁目 三井八郎右衛門 代判越後屋十郎助  
 本天満町 角倉屋弥平治  
 道修町壺丁目 平野屋彦兵衛



東淡路町組

北新町壹丁目

錢屋可兵衛

瓦町壹丁目

炭屋善五郎

平野町壹丁目

炭屋彦五郎

内平野町

炭屋五郎兵衛

安土町壹丁目

錢屋忠兵衛

同式丁目

錢屋清右衛門

平野町壹丁目

錢屋儀兵衛

備後町壹丁目

錢屋權右衛門

安土町二丁目

錢屋善藏

病身二付代判忠兵衛  
幼少二付代判李兵衛

西淡路町組

津村南之町

伊勢屋利兵衛

天満樋上町(樋之上町)

今宮屋東助

高麗橋式丁目

多田屋新藏

呉服町

吹田屋彦三郎

信濃町

泉屋でん

代判彦兵衛

高麗橋壹丁目

大西屋利八

本町組

本町貳丁目

平野屋新兵衛

代判卯兵衛

内本町貳丁目

羽山屋彦兵衛

安土町貳丁目

炭屋安兵衛

本町三丁目

炭屋忠助

備後町四丁目

南久太郎町貳丁目

平野屋長兵衛

高麗橋壹丁目

升屋傳兵衛

久太郎町組

鳴田八郎左衛門

北久太郎町二丁目

代判伊兵衛

同三丁目

都倉屋與兵衛

同四丁目

近江屋與七

同式丁目

松屋伊兵衛

同式丁目(貼紙)  
北久宝寺町貳丁目

近江屋卯八

南塗師屋町

油屋彦兵衛

北久太郎町貳丁目

代判平兵衛

同四丁目

国分屋弥兵衛

南久宝寺町四丁目

日和佐屋三之助

同五丁目

松屋新兵衛

金田町

大黒屋伊兵衛

茨木町

谷屋清兵衛

南久宝寺町三丁目(三郎右衛門町)

和泉屋利兵衛

三良右衛門町

錢屋平兵衛

本町三丁目

丸屋伊兵衛

南久宝寺町貳丁目

松屋佐七

安堂寺町貳丁目

松屋長兵衛

南久太郎町三丁目

明石屋林兵衛

近江屋仙助

丹波屋忠兵衛

代判清兵衛

天満組

天満九丁目 <small>(摂津国町)</small>	綿屋太兵衛	病身二付代判休兵衛
天満津国町 <small>(市之町)</small>	綿屋惣兵衛	
同市之町 <small>(信保町)</small>	升屋利助	
同信保町 <small>(今井町)</small>	丹波屋藤兵衛	
同今井町	鹿嶋屋弥兵衛	
同十一丁目 <small>(地下町)</small>	福田屋太右衛門	
同地下町	姫路屋吉郎兵衛	
堂嶋船大工町	鳥羽屋善兵衛	
曾根崎新地壹丁目	近江屋万助	
曾根崎新地三丁目	紙屋利兵衛	幼少二付代判油屋嘉兵衛
老松町	綿屋利兵衛	
同嶋濱式丁目	難波屋太吉	代判太助
中之嶋組 <small>(貳紙抹消)</small>		
「中之嶋」 <small>〃〃〃〃〃</small>		
西信町	布屋甚九郎	
京町堀五丁目	虎屋清次郎	
常安裏町	紙屋佐兵衛	幼少二付代判佐右衛門
京町堀四丁目	宮原屋儀兵衛	
亀井町	銚屋善助	
江戸堀三丁目 <small>(南濱町)</small>	油屋喜四郎	
京町堀南濱町	灰屋平右衛門	
海部堀川町	天満屋勝右衛門	

靱組

新天満町	大津屋伊兵衛	代判武兵衛
御池通五丁目 <small>(立売堀北側四丁目)</small>	高岡屋勘右衛門	
立売堀四丁目	近江屋権兵衛	
新天満町	大津屋武兵衛	
南堀江四丁目	播磨屋忠兵衛	
薩摩堀納屋町	銚屋儀兵衛	
新靱町	天満屋儀兵衛	
北堀江三丁目	炭屋弥吉郎	
薩摩堀東之町	大和屋権次郎	
山本町	河内屋得三郎	
桑名町	山口屋庄兵衛	
南堀江式丁目	川崎屋善兵衛	
同四丁目	阿波屋庄兵衛	
京町堀組		
江之子嶋西町	大庭屋甚六	
同町	大庭屋利兵衛	
戎嶋町	傳法屋卯右衛門	
雑喉場町	柴屋孫四郎	
湊橋町	綿屋三右衛門	
上福嶋村	木綿屋源兵衛	
石津町 <small>(上福嶋村)</small>	阿波屋卯兵衛	
上福嶋	葭屋九左衛門	

安治川南巷丁目  
江戸堀五丁目

井筒屋彦右衛門  
蛇草屋八右衛門

嶋之内組

石灰町

錢屋佐兵衛

安堂寺町三丁目

錢屋次兵衛

南瓦屋町

錢屋勘兵衛

久左衛門町

錢屋市兵衛

銚屋町

平野屋八郎兵衛

心齋町

錢屋新兵衛

安堂寺町五丁目

大文字屋弥兵衛

木挽南之町

平野屋善右衛門

本町巷丁目

錢屋惣兵衛

西高津町

木綿屋五郎兵衛

備後町四丁目

錢屋源兵衛

塩町三丁目

小橋屋彦九郎

塩町式丁目

錢屋小四郎

長町七丁目

山家屋勘兵衛

嶋ノ内中津町

平野屋彦兵衛

順慶町五丁目

大和屋利右衛門

藤右衛門町

天王寺屋理助

浄国寺町

川口屋新右衛門

木挽中之町

明石屋太郎兵衛

宗右衛門町

紙屋吉兵衛

吉左衛門町  
五右衛門町  
南米屋町

綿屋春  
代判丹波屋幾兵衛  
錢屋儀平次  
小堀屋源治郎

上町組

谷町巷丁目

平野屋市郎兵衛

弥兵衛町

枡屋籐兵衛

京橋五丁目

長濱屋得兵衛

谷町式丁目

大黒屋龜兵衛

内平野町式丁目

米屋長兵衛

同町

米屋吉右衛門

平野町式丁目

米屋喜兵衛

瓦町式丁目

米屋太兵衛

京橋四丁目

河内屋又右衛門

淡路町式丁目

米屋儀兵衛

内本町上三丁目

分銅屋新左衛門

農人橋式丁目

山本屋伊右衛門

尾張坂町

播磨屋源三郎

桜町

河内屋季兵衛

瓦町式丁目

米屋分兵衛

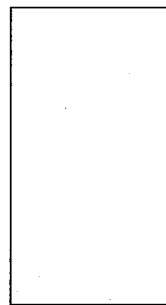
北草屋町巷丁目

大黒屋五兵衛

淡路町巷丁目

米屋常七

(裏表紙)



「両替仲間組々人数控」は、三郷に存住する本両替仲間を十六組に分けた。組み分けは、町名や地名を基準にして北浜組・梶木町組・布屋町組・今橋組・上人町組・道修町組・東淡路町組・西淡路町組・本町組・久太郎町組・天満組・中之嶋組・鞆組・京町堀組・嶋之内組・上町組があり、それに行司の十五人を加えて総勢百七十六人が本両替仲間の員数である。三郷中北組がその中心であるのも、延宝七年の「懷中難波すゝめ 全」から引用すると、両替屋として、高麗橋・今橋筋・過書町・平野町筋に両替屋が多いことを紹介している。

(凡例)

付紙・貼紙は「」で囲み、右肩に(付紙)(貼紙)とした。

付紙が複数枚ある場合、番号を付し、数字の若い番号を下とした。